

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表

現 行	変 更 後
<p style="text-align: center;">未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>〵 (省略)</p> <p>27. 本契約の解除 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>〵 (省略)</p> <p><u>⑥ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当組合の定める日</u></p> <p>〵 (省略)</p> <p>30. 約款の変更</p> <p><u>(1) この約款は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、取扱店での改定内容を記載したポスターの掲示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p>〵 (省略)</p> <p>附則 <u>この約款は、平成 28 年 1 月 29 日より適用させていただきます。</u> <u>(新 設)</u></p>	<p style="text-align: center;">未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>〵 (同左)</p> <p>27. 本契約の解除 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>〵 (同左)</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>〵 (同左)</p> <p>30. 約款の変更</p> <p><u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>〵 (同左)</p> <p>附則 <u>1 この約款は、平成 28 年 1 月 29 日より適用させていただきます。</u> <u>2 この約款は、令和 2 年 4 月 1 日より改正実施させていただきます。</u></p>